

大隅広域観光「観光ポータルサイト」作成業務委託 募集要項

1 業務内容

- (1) 業務名 大隅広域観光「観光ポータルサイト」作成業務委託（以下「本業務委託」という。）
- (2) 履行場所 大隅広域観光開発推進会議事務局（鹿屋市ふるさとPR課内）
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月15日まで
- (4) 概要 本業務は、平成29年度に新設する大隅広域観光「観光ポータルサイト」を構築し、保守・運用支援をする。
- (5) 仕様 別紙 大隅広域観光「観光ポータルサイト」作成業務委託仕様書のとおり
- (6) 事業費 2,500,000円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案者の資格要件

- (1) 平成28・29年度大隅4市5町（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町）のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されているもの。
- (2) 過去5年間に国や地方公共団体等が発注した同等以上のシステム構築業務の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- (4) 大隅4市5町及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。
- (5) 鹿児島県内に本店、支店又は事業所のある者で、当該事業の目的を的確に遂行する能力を有すること。

3 評価基準

別紙のとおり

4 事業スケジュール・事務手順

- (1) 実施の募集 平成29年12月13日(水)
- (2) 質問 受付期間 12月13日(水)～12月15日(金)17時
- (3) 質問 回答期限 12月18日(月)
- (4) 参加表明書 提出期限 12月18日(月)12時
- (5) 参加資格確認通知連絡 12月19日(火)
- (6) 選定委員会(プレゼンテーション、必要書類 提出) 12月27日(水)13時～
- (7) 契約締結 12月28日(木)
- (8) 業務完了(履行期限) 平成30年3月15日(木)

※日程については、発注者の都合で変更する場合があります。

5 参加表明手続

- (1) 提出期限 平成 29 年 12 月 18 日（月）12 時必着
- (2) 提出書類 参加を希望する者は、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式 1）に会社概要及び業務実績のわかる資料（任意様式）を添付して提出すること。
- (3) 提出先 大隅広域観光開発推進会議事務局 oosumikankou@e-kanoya.net
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号
(電話 0994-31-1176 / F A X 0994-40-8688)
- (4) 提出方法 電子メール（提出期限日 12 時必着）

6 質疑の受付・回答

質疑については、質問書（様式 2）により電子メール（oosumikankou@e-kanoya.net）にて行うこととする。この場合、電話連絡で受信を確認すること。

- (1) 受付期間 12 月 13 日（水）から 12 月 15 日（金）17 時まで
- (2) 回答方法 質問及び回答を取りまとめたうえで、平成 28 年 12 月 18 日（月）までに参加表明書を提出した者に電子メールにて回答する。

7 審査方法及び審査項目

(1) 選定委員会の設置（予定）

- ① 日 時 平成 29 年 12 月 27 日（水）13 時 00 分から
- ② 場 所 鹿屋市役所
- ③ 選定方法 「審査基準」に基づき、提出書類、プレゼンテーション（20 分以内）及び質疑応答（15 分以内）により行う。）

<提出書類>

- ・ 業務完了までのスケジュール（8 部）
- ・ 見積書（8 部）・・・仕様書を踏まえた積算内訳（消費税込）を記載
- ・ 会社概要及び業務実績がわかる資料（8 部）

※ 提出書類の規格は日本工業規格 A 4 版サイズを基本とする

<プレゼンテーション>

- ・ パソコン（提案者持込）を使用したポータルサイトの画面（見本）の表示及び操作説明

(2) 審査項目

審査項目	全体に占める割合	評価基準
1 業務経歴	5/50	別紙 1
2 業務実施体制	10/50	別紙 1
3 企画提案書に対する評価	30/50	別紙 1
4 見積価格	5/50	別紙 1

8 受注候補者の特定

審査の結果、総合点数において最も高い評価点数を得た者について受注候補者としての適否について協議を行い、適当と認められた者を受注候補者として特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は選定委員会において協議し特定する。

9 選定結果

選定結果については、速やかに全参加事業者に電話等にて通知する。

10 契約の締結

審査結果により受注候補者として特定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の協議も含む。

ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

12 問合せ先

大隅広域観光開発推進会議事務局（鹿屋市ふるさとPR課内）

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電話 0994-31-1176 / F A X 0994-40-8688

別紙 1 審査項目及び評価基準

評価項目		評価基準	評価配点
1 業務経歴		過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績をあげているか。	5
2 業務実施体制		業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。	5
		発注者の要請に応じることができる技術を有しているか。	5
3 業務内容	的確性	業務の目的及び内容について十分に理解し、必要な機能やシステム構成となっているか。	10
	独創性及び拡張性	自社の技術を十分に活用し、独自のシステム構成となっているか。	10
		事業目的を達成するための機能や、将来のシステム拡張性について提案されているか。	5
	妥当性	実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか。	5
4 見積価格		見積価格は、業務の内容に見合った適正なものであるか。	5
合 計			50